

EU における電子インボイス義務化の動き —ViDA パッケージの承認—

December 2024

In brief

2024 年 11 月 5 日の EU 財務相会議 (ECOFIN) において、2 年間の交渉を経て、VAT in the Digital Age (以下、ViDA) パッケージが承認されました。欧州の付加価値税 (Value Added Tax, 以下、VAT) 制度に関して、これまで数年おきに改正が行われてきましたが、今回の改正が欧州でビジネス展開する企業に与える影響は極めて大きく、現地に子会社や支店を構える日系企業はもちろんのこと、商流仲介などにより欧州 VAT の申告を行っている日本企業にも影響があります。本稿では、この度 EU レベルで承認された ViDA の概要について解説するとともに、ViDA が今後の日系企業の欧州ビジネスにどのように影響するかについて考察します。

In detail

1. ViDA の概要

ViDA とは、EU における VAT 制度をデジタル時代に適応させるための一連の改正案です。EU において特にクロスボーダー取引の VAT 制度改革が必要とされている背景としては、EU 加盟国間のクロスボーダー取引を悪用した脱税により年間で 930 億ユーロともいわれる税収が失われていることにあります。欧州委員会によれば、クロスボーダー取引に係る現在の VAT 制度は 30 年前に設計されたものであり、デジタル時代に十分に適応したものではなく、企業の事務負担とコストを軽減すると同時に脱税に対抗するためには、テクノロジーを活用した制度への変更が必要である、とされています。

ViDA は、主に以下の 3 つの柱から構成されています。

- ① **電子インボイス義務化とデジタル報告制度の導入**
2030 年 7 月 1 日以降の EU 内での国境を越えた企業間取引については電子インボイスが義務化されるとともに、デジタル報告制度 (Digital Reporting Requirements, 以下、DRR) が導入されます。
- ② **「みなしサプライヤールール」の導入**
短期宿泊施設レンタルサービスや旅客輸送サービスの提供を媒介するプラットフォーム運営事業者をサプライヤーとみなして、VAT 徴収義務を負担させる制度が導入されます。原則として 2028 年 7 月 1 日から適用されますが、一部の国は早期の導入を宣言しています。
- ③ **単一 VAT 登録 (Single VAT Registration, SVR) の推進**
企業が複数の EU 加盟国で VAT 申告をしなければならない場面を減らすため、複数の EU 加盟国で事業展開する事業者が 1 つの加盟国で VAT 申告を完結するためのワンストップショップ (以下、OSS) 制度の拡大、EU 加盟国間の自社保有在庫の輸送に関する特例の導入、さらには国内取引に対するリバースチャージ制度の適用といった改正が行われます。

本稿では、日系企業への影響がとりわけ大きいと想定される、電子インボイスの義務化 (デジタル報告制度の導入)、および単一 VAT 登録について解説します。

2. 電子インボイスの義務化 / デジタル報告制度の導入

EU 内での国境を越えた企業間取引 (B2B) および企業対政府取引 (B2G) について、電子インボイスが請求書発行のデフォルトシステムとなります。これは自動的な電子処理を可能にする形式で発行・送信・受領された請求書が電子インボイスとされ、原則として欧州規格 (EN16931) に準拠する必要があります。PDF 請求書などの非構造化形式は認められませんが、ハイブリッド請求書 (PDF と構造化 XML の組み合わせ) は原則として受け入れられます。一方、各加盟国が自国内取引について他の請求書形式を承認することも可能とされています。

EU 内での国境を越えた取引 (EU 域内取引) の電子インボイスは、課税事象の発生後 10 日以内に発行される必要があります。当初の案では、この期限は 2 日以内とされていましたが、最終的に 10 日に延長されました。また、月次のサマリーインボイスについては、原則として同じ暦月内の取引については認められています。ただし、その発行は各月末から 10 日以内に発行する必要があります。

EU 域内取引を行った場合に提出が求められる現行制度の「EC セールズリスト」は、DRR と呼ばれる制度に置き換えられ、サプライヤーは、請求書が発行された時点または発行されるべき時点 (すなわち「リアルタイム」) で請求データを当局へ報告することが求められます。買手が仕入インボイスを発行するセルフ・ビルディングの場合は、買手が当局に報告する義務が生じますが、その場合の報告期限は、セルフ・ビルディングによる請求書が発行された時点または発行されるべき時点から 5 日以内となります。

EU 指令レベルでは要求されていませんが、各加盟国が独自の制度として国内取引についてもリアルタイム報告を導入することが可能であり、その場合は、EU 域内取引に適用される DRR と同等の制度とすることが求められます。

EU 域内取引に係る電子インボイスの義務化およびデジタル報告制度の導入時期は、2030 年 7 月 1 日とされています。2024 年 1 月 1 日時点で既に国内取引のリアルタイム報告制度を実施している加盟国あるいは実施することが認められている国 (イタリア、フランス、ポーランドなど) は、遅くとも 2035 年 1 月 1 日までに新しい EU レベルの制度設計に沿ったものとなるよう制度を変更することが求められます。

3. 単一 VAT 登録 (Single VAT Registration, SVR)

VIDA の第 2 の柱として、複数の EU 加盟国で事業を展開する企業が直面する管理上の課題を軽減することを目的として、VAT 登録義務が生じる国を減らすための各種措置が導入されます。

現在、複数の EU 加盟国の消費者向けに提供される一定範囲のサービスやモノの通信販売に対して、事業者の立地国において他の加盟国の VAT も合わせて申告・納税することのできる OSS 制度がありますが、同制度の適用対象取引を拡大し、消費者向けの電気やガスの提供や据付を伴うサービス、また、消費者所在国から発送する商品売上などについても OSS の利用が可能となります。

国内リバースチャージ制度とは、資産の譲渡などを行う者ではなく資産の購入者または役務の受益者に VAT の納税義務が転嫁される制度で、リバースチャージが適用される取引の場合、資産の購入者または役務の受益者が自身の VAT 申告において当該リバースチャージに係る納税額を申告することになります。

国外事業者 (例えば日本の会社) が現地 (例えばドイツ) で調達する商品を現地の顧客に転売するようなケースにおいて、従前は一定の場合においてのみ (あるいは一部の加盟国においてのみ) リバースチャージ制度が適用されていましたが、2028 年 7 月 1 日から、すべての加盟国で国内における資産の譲渡に対するリバースチャージ制度の導入が義務化されます。これにより、国外事業者が VAT の課税対象となる国において VAT 登録をしていない一方、受益者がその国において VAT 登録をしている場合には、原則としてリバースチャージ制度が適用されることとなります。結果として、国外事業者が VAT 登録をしなければならないケースは減少すると考えられます。

4. 日本本社への示唆

ViDA 改革は、デジタル経済における VAT の新時代を告げるものであり、VAT とデジタル報告の急速な世界的成長と重なります。企業にとってはプロセスの大幅な変更が求められますので、各種制度の適用時期までに、ルールの把握、システム対応を含む戦略と計画、そして追加リソース配分など、手遅れとならないよう、かつ慎重に影響を評価し、対応策を実施する必要があります。そして、特に電子インボイス・デジタル報告制度への対応としては、データやテクノロジーを効果的に活用することが求められます。

欧州に所在する子会社が影響を受けることはもちろんですが、日本本社の立場からは、例えば EU 加盟国において VAT 登録を行い、国外事業者として欧州域内で取引を行っている場合には、日本本社自身が電子インボイス・デジタル報告制度の導入の影響を受ける可能性があります。

なお、ViDA における電子インボイス・デジタル報告制度の導入は、EU 域内取引を対象としていますが、ドイツやスペインなどのいくつかの国においては、2030 年 7 月よりも前に自国内取引について電子インボイスの義務化とデジタル報告制度が開始されるため、事前に影響を受ける取引の特定が必要となります。

欧州に複数拠点を有する場合、電子インボイス・デジタル報告対応システムの導入について検討する際に、欧州各拠点に一任して各国においてそれぞれ個別にシステムを導入する事例も多く見受けられますが、欧州拠点全体としての最適化・効率化を図るという観点から、グローバルの ERP システムも踏まえたうえで、本社（あるいは欧州統括拠点）において集中的かつ一體的に対応することも有用と考えられます。

日本においては電子インボイス義務化の議論は現在のところ進んでいませんが、欧州のみならず、マレーシアなどのアジア圏においても義務化されつつあることを考えると、グループ全体での全世界的な最適化・効率化の観点からも、電子インボイス・デジタル報告に対応するソリューションを導入し、また同時に、請求書のペーパーレス化・自動化を推進することも有用です。

参考資料

- [Commission welcomes general approach on VAT in the Digital Age](#)
- [ECOFIN approves VAT in the Digital Age package](#)
- [VAT in the Digital Age \('ViDA'\) adopted by the Council](#)

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
溝口 豪

パートナー
村上 高志

シニアマネージャー
厚地 崇兵

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 149 カ国に及ぶグローバルネットワークに 370,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2024 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.